平成２５年（フ）第３２７５号
静岡県浜松市中区高丘東１丁目９番58号
破産者　マエダ印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１０１号
千葉県松戸市胡録台244番地　ベルシェ松戸Ｖ103号
破産者　小山　広美
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２６０号
静岡県熱海市西熱海町１丁目５―23　ロイヤルヴィラ熱海Ｉ―404、開始決定時の住所東京都中野区中野１丁目55―１　大豊ビル３Ｆ
破産者　中村　豊光
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４６９号
東京都八王子市下恩方町350番地
破産者　株式会社矢島印刷
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４７１号
東京都八王子市めじろ台１丁目12―２
破産者　矢島　幸惠
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０１２号
東京都豊島区北大塚１丁目22番３号パークサイドビルディング
破産者　日計設計株式会社
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５５号
東京都品川区南大井５丁目２番２号
破産者　有限会社高野デリバリーサービス
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４２２号
東京都中野区中野１丁目30―24―105
破産者　中村　　剛
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９３号
埼玉県さいたま市見沼区春岡２丁目34―１　メゾンアルファⅧ105
破産者　長谷川貴之
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１０５号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央１丁目16―８―601
破産者　山本　匡紀
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２１８号
東京都新宿区西新宿４丁目12―７―304
破産者　金次　隆史
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２１号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目26―１―407、開始決定時の住所千葉県柏市若柴173―８　柏の葉キャンパス151街区Ａ―2801
破産者　山本　誠之
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７６０号
埼玉県入間市東町１丁目12番１号
破産者　藤浦　民雄
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１６５号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢５丁目65―１　サニータウン瀬谷Ｃ―105
破産者　藤井　憲夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６０９号
東京都江東区豊洲５－４－９　ＫＲ豊洲ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都港区港南２丁目12番23号
破産者　株式会社ナチュラルダイニング
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５８号
東京都中央区築地５丁目２番１号．東京都中央卸売市場内
破産者　株式会社船舶サービス．ステーション
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７５９号
東京都文京区本駒込２丁目26―１
破産者　三角チグサ
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８９３号
千葉県船橋市印内町660　クレール西船101、開始決定時の住所千葉県船橋市上山町１丁目173―１―303
破産者　鈴木　規夫
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９３３号
東京都あきる野市草花1388番地５
破産者　エコ・テコワス有限会社
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１３１号
東京都台東区鳥越２丁目６番６号
破産者　有限会社東京食品玩具
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１３２号
東京都足立区島根２丁目31―６―102
破産者　谷川　衛世
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部